

# 松山大学に対する大学評価 (認証評価) 結果

公益財団法人 大学基準協会

# 2013年度 大学評価（認証評価）結果

（公益財団法人 大学基準協会）

## 松山大学に対する大学評価（認証評価）結果

### 目次

I	評価結果	1
II	総 評	1
1	理念・目的	1
2	教育研究組織	1
3	教員・教員組織	1
4	教育内容・方法・成果	
	(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	2
	(2) 教育課程・教育内容	5
	(3) 教育方法	7
	(4) 成 果	9
5	学生の受け入れ	9
6	学生支援	10
7	教育研究等環境	10
8	社会連携・社会貢献	11
9	管理運営・財務	
	(1) 管理運営	11
	(2) 財 務	12
10	内部質保証	12
III	大学に対する提言	12
一	長所として特記すべき事項	13
二	努力課題	13
三	改善勧告	14

## 松山大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。  
認定の期間は2021（平成33）年3月31日までとする。

### II 総 評

貴大学は、1923（大正12）年に設立された松山高等商業学校を前身とし、1949（昭和24）年の学校教育法により新制大学（松山商科大学）となり、学部・学科、大学院研究科の設置、改組などを経て、現在は5学部（経済学部、経営学部、人文学部、法学部、薬学部）、4研究科（経済学研究科、経営学研究科、社会学研究科、言語コミュニケーション研究科）を有する大学となっている。

キャンパスは、愛媛県松山市に文京キャンパス、体育施設等が中心の御幸キャンパスを有し、「三実」（真実・実用・忠実）という理念に基づいた教育・研究活動を展開している。

#### 1 理念・目的

貴大学は、「松山大学学則」に「経済、経営、人文、法律及び薬学を中心とする諸科学の総合的専門的研究及び教授を行うこと」を目的とし、「学識深く教養高き人材を養成して広く社会の発展に寄与することを使命とする」と定めており、大学の方向性を明確に示している。

各学部については「学部細則」、研究科については「松山大学大学院学則」に、教育・研究上の目的がそれぞれ明記され、『学生便覧』『大学院便覧』、ホームページで公表されている。

理念・目的の適切性については、薬学部において、2009（平成21）年度に一般社団法人薬学教育評価機構が実施を求めた「自己評価21」を実施し、その中で理念・目的・目標の検証が行われているのみで、大学全体での定期的な検証は行われていないため、改善が望まれる。

#### 2 教育研究組織

貴大学は、理念に基づき5学部4研究科を設置し、教育・研究の支援組織として、図書館、「総合研究所」「情報センター」「国際センター」を設置している。

教育研究組織の適切性の検証については、「松山大学教学会議規程」に基づき、学長を議長とする「教学会議」で行うと定められている。しかし、『自己点検・評価報告書』の作成時に組織に関する点検が行われた経緯があるものの、それ以外については定期的な点検は行われていないため、改善が望まれる。なお、薬学部に関しては全学的な議論が行われ、2015（平成27）年度に再度点検・評価を行うことになっている。

#### 3 教員・教員組織

薬学部については、求める教員像を「教育実績、研究業績及び教育能力など、総合的に優れた人格及び見識を有する者」等とし、教員組織の編制方針も独自に定めているが、その他の学部・研究科については明確に定められていないので、それぞれの専門性に配慮しながら策定するよう改善が望まれる。

大学全体の専任教員数は、法令（大学設置基準等）によって定められた必要数を満たしている。しかし、法学部については必要な教授数が1名不足しているため、是正されたい。

教員の募集・採用・昇格については、各学部教授会が「松山大学教員選考基準」「松山大学教員選考基準内規」「松山大学薬学部教員選考基準」および「松山大学各学部教授会規則施行細則」に基づ

いて行い、「常務理事会」での審議を経て承認される。しかし、各学部教授会と「常務理事会」との関係等については明示されていないため、規程等に定めるよう改善が望まれる。

教員の資質向上を図る取り組みについては、新任教職員に対して、「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）」が主催する研修会への参加を義務づけ、それ以外については、SPODが主催する各種ファカルティ・ディベロプメント（FD）企画に参加するよう呼びかけている。しかし、大学として独自に実施している教員の資質向上を図るための取り組みが低調であるため、改善が望まれる。薬学部については大学間連携共同教育推進事業「四国の全薬学部の連携・共同による薬学教育改革」などさまざまな研修やワークショップへの参加を促し、それらをすべて薬学部教授総会で報告・共有し、意識の向上を図るなどの積極的な取り組みを行っており、高く評価できる。なお、大学院については、教員の資質向上のため「大学院FD委員会」が組織されているが、ほとんど活動がないため、改善が望まれる。

教員の研究活動に関しては研究成果と教員研究費を連動させる仕組みが整備されている。付加される件数、人数など予算に上限を設けず、教員に研究上のインセンティブを与えており、この制度が導入されて以来、研究費が付加された人数は着実に増加しており、教員のモチベーションをあげているといえる。以上のことから、教育・研究活動の業績を適切に評価し、活性化が図られており、高く評価できる。ただし、各教員の教育業績を収集するシステムが整備されていないため、さらなる検討が望まれる。

また、教員組織の適切性を検証する取り組みが行われていないため、教員組織の編制方針を設定するとともに、方針に沿って実態を定期的に検証することが求められる。

#### 4 教育内容・方法・成果

##### (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

###### 大学全体

大学全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は「本学において各分野の教養や海外の言語・文化やコミュニケーション能力を身につけて、各学部で定めた専門知識を習得した者に対してそれぞれの学位を与える」と定めている。また、各学部・研究科の教育目標に沿って、それぞれ学位授与方針および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が定められ、『学生便覧』『大学院便覧』、ホームページで公表されている。

両方針の適切性の検証については、言語コミュニケーション研究科を除いて行われていないため、今後はこれらを検証するための責任主体・組織、権限、手続きを明確にし、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげていくことが望まれる。

###### 経済学部

学位授与方針は、必要な知識や能力を「現代的な教養と、経済問題に強い社会人としての素養を身につけている」「ミクロ経済学、マクロ経済学、社会経済学をはじめとする経済学の基本的な知識を習得している」「経済、社会の諸問題について課題を設定し、それに応じた資料収集、分析、発表、論文作成ができる」とし、これらを修得した者に学位を授与すると定めている。また、3コース（総合経済政策、国際経済、地域・環境・文化）においてもそれぞれで定めている。

教育課程の編成・実施方針は、経済学を学ぶうえで必要な資料収集、分析、発表、論文作成などの能力を身につけるため、すべての学年で演習を必修とするなど、年次やコースごとに詳細を記載した10項目を定めている。

#### 経営学部

学位授与方針は、「4年間の『講義』と『演習』を通じて、企業や組織など社会で活躍するにあたって経営学部卒業生として備えていなければならない知識と技能などを培って、社会に有為な人材養成を目指す」としたうえで、経営学部生が卒業時まで備えていなければならない能力を、「知識・理解」「思考力」など5つの項目ごとに詳細に定めている。

教育課程の編成・実施方針は、「企業や組織の経営、管理、運営上において必要とされる経営、情報、会計、流通、経営教育、国際ビジネスの知識や技能を、1年次に基礎演習、2年次からのコース別専門演習、核科目、関連科目などを配置し、指導教授を中心に指導するというカリキュラムを編成する」と定めている。

#### 人文学部

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針とも学科ごとに設定されている。

英語英米文学科では、学位授与方針として「基本的で日常的な事柄について、英語で意思疎通することができる」など修得すべき能力、態度、知識を3つの項目に定めている。また、教育課程の編成・実施方針は、「1. 英語運用能力を高めるために、EIC (English for International Communication) 1～6をコア科目とする科目群を必修科目として、1年次から3年次まで階層的に配置する」など3つの項目を設定している。

社会学科は学位授与方針として「活力ある市民社会の構築に寄与する自立的市民に必要な能力・姿勢を身につけさせる。すなわち、市民社会のなかで中心的役割を果たすことのできる、知的能力と主体性を身につけさせる」など3つの項目を設定している。また、教育課程の編成・実施方針は、「1年次から4年次までの少人数の演習（ゼミ）と卒業論文の作成を通して、市民社会のなかで中心的役割を果たすことのできる知的能力と主体性、さらにコミュニケーション能力を身につけさせる」など学位授与方針と関連した4つの項目を定めている。

#### 法学部

学位授与方針は、『法的思考能力の内面化』とは、法律文書を『読み』『書き』することができ、法律用語を用いて論理的なコミュニケーションをとることができる能力の内面化をいい、これをもって、学生が卒業時に到達すべき必要最低限の水準と考える」と定めている。

教育課程の編成・実施方針は、「必要最小限の規制以外は自由とし、問題解決につき憲法と法律に基づいて処理される社会に移行した『わが国の現状』を前提としてカリキュラムを設定する」と定めている。

#### 薬学部

学位授与方針は、「薬学の専門知識と共に幅広い『人間力』を養い、これからの社会が求める医療人としてふさわしい質の高い薬剤師の輩出や薬学関連分野で活躍できる人材の養成を目指す。また薬と健康を科学的に検証できる高度な学識と技能、さらには医療人としての幅広い教養と高い倫理観を身につけている学生に対して学位を授与する」と定めている。

教育課程の編成・実施方針は、「松山大学の教育理念に基づいて掲げたディプロマ・ポリシーを念頭に、薬学教育および実務実習モデル・コアカリキュラムを踏まえながら6年制の薬学教育を通して、高度化する医療現場の要請に対応できる質の高い薬剤師養成を主たる目的としたカリキュラムを編成する」などと定めている。

#### 経済学研究科

学位授与方針は「現在の経済社会において、複雑多岐にわたる諸問題を理論的・実証的に解明する高度な専門能力を身に付けた専門職業人を育成するとともに、大学・研究機関等で活躍する研究職従事者を養成する」と定めているが、学生が修得すべき知識や能力を明示するというよりは、人材の養成に関する目的とも読み取れるので検討が望まれる。

教育課程の編成・実施方針は、博士前期課程では「社会経済的諸問題に対応した多様な講義科目・演習をバランスよく配置するとともに、専修免許状の取得が可能な教職課程を開設」するとしている。また、社会人学生を対象にした教育課程の編成・実施方針を定め、「長期履修制度の提供を軸とし、1年次生では、それぞれの分野のより高度な専門知識および、専門家として要求される汎用的技能を修得し、2年次生では、本研究科が求める基準を満たす修士論文を作成し、その過程で中間報告会での報告、研究科全体の論文水準の向上とその作成促進、論文評価の客観化を図る」としている。

博士後期課程については、「社会経済的諸問題に対応した多様な特殊演習をバランスよく配置し、指導教授の指導の下、学会等で発表できる論文の作成を行い、それらの論文を集大成して博士論文を作成する」と定めている。

#### 経営学研究科

博士前期課程、博士後期課程それぞれに学位授与方針が定められており、博士前期課程では「指導教授の教育・研究指導と経営学、商学などの特講科目を受講し、専攻分野の高度な専門研究によって学識とスキルを培い、教育・研究機関、企業、組織などにおいて教育・研究者、高度専門職業人、指導的人物として必要な能力が修得でき、所定の単位を修得し、厳格な学位論文審査および最終試験に合格した者に授与する」と定めている。また、博士後期課程は「専攻分野の高度な専門研究によって深い学識とスキルを培い、教育・研究機関、企業、組織などにおいて教育・研究者、高度専門職業人、指導的人物として必要な高度な能力が修得でき、所定の単位を修得し、厳格な学位論文審査および最終試験に合格した者に授与する」と定めている。

教育課程の編成・実施方針においても博士前期課程、博士後期課程それぞれで定めており、博士前期課程は社会で活躍するうえで必要な幅広い視野と学識、スキルを涵養するために、「学士課程教育をさらに発展させて、経営学、商学等の学問領域に演習、専門科目を配置して課程編成」するとし、博士後期課程は「博士前期課程の研究成果をさらに発展させて深い学識とスキルを涵養し、教育者、研究者などに必要な高度な教育能力等を培う」教育課程を編成・実施すると定めている。

#### 社会学研究科

学位授与方針は、修士課程・博士課程ともに「専門分野での研究の発展に貢献でき、新たな知見をもたらす一定水準以上の論文を作成した者」「現代社会の各領域に関する高度に専門的な社会学的な知見や洞察力を修得した者」に学位を授与すると定めている。

教育課程の編成・実施方針は修士課程においては、「入門的科目としての社会学特論を必修として、初年次の導入教育を行うこと」をはじめとして、4項目を設定し、博士課程においては「より高度な専門的授業科目として特殊演習を設置し、専門性の高い論文作成を指導する。博士課程でも複数教員で指導する体制をとる」と定めている。

#### 言語コミュニケーション研究科

学位授与方針は「英語による異文化コミュニケーション能力・異文化理解能力に優れた高度な専門的職業人を育成する」などと定めているが、学生が修得すべき知識や能力を明示するというよりは、

人材の養成に関する目的とも読み取れるので検討が望まれる。

教育課程の編成・実施方針は「英語コミュニケーションと異文化コミュニケーションに関する理論研究と実践教育を通して言語コミュニケーションに関する基礎的な知識と高度な実践的言語運用能力とを修得することを目標とした基礎科目群を設置する」等、4項目を定めている。

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、研究科委員会で定期的に検証している。

## (2) 教育課程・教育内容

### 大学全体

全学的には共通教育科目、言語文化科目、健康文化科目が、各学部には専門教育科目が配置され、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程であり、それぞれ教育課程の編成・実施方針に基づいて、おおむね適切な教育課程や教育内容となっている。

教育課程の適切性を検証する組織や手続きについては、全学共通科目の言語文化科目については「言語文化部会」が検証している。しかし、共通教育科目、健康文化科目においては明確に定められておらず、適切性の検証は不十分である。また、専門科目についても薬学部を除き、明確でないため改善が望まれる。各研究科において、言語コミュニケーション研究科では「研究科運営委員会」の議を経て研究科委員会において検証されているが、他の研究科については検証が行われていないので改善が望まれる。

### 経済学部

経済学的資質を修得させるため、基礎教育科目、専門教育科目を配置しており、専門教育科目は、学年の進行に合わせて講義、演習科目が配置されており、体系的に学べるようになっている。また、「総合経済政策コース」「国際経済コース」「地域・環境・文化コース」の3つのコースを設定している。ホームページに履修系統図が掲載され、年次配当も明示されている。各科目間の履修順序や関連性などは明確でない点はあるが、総じて、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されている。

### 経営学部

「経営コース」「情報コース」「会計コース」「流通コース」「経営教育コース」「国際ビジネスコース」の6コース制を採用し、専門教育科目（核科目、関連科目、周辺科目、自由科目）等を、学年の進行に合わせて配置し、体系的に学べるような編成になっている。4年間の学部教育を行うために必要な基礎的素養を育成するため、1年次には、「経営学部総合講座」を開講し、2年次以降は選択したコースを専攻し専門分野の知識とスキルの修得に励むようになっている。特に実学重視のカリキュラムとなっているところは、建学の理念に沿ったものであり、総じて、おおむね適切な教育課程の編成となっている。しかしながら、コース別の主要科目や年次配当は明示されているが、各科目間の履修順序や関連性などは明確とはなっていないので改善が望まれる。

### 人文学部

英語英米文学科の専門科目は、基礎教育科目、演習、学部共通科目、専門教育科目からなっており、教育課程の編成・実施方針に基づいて、おおむね適切に開設され、学生の順次的な履修を促すよう、体系的に編成されている。また、社会学科の専門科目も、教育課程の編成・実施方針に基づいて、6つの系統ごとに体系的に編成され、どの系統においても、基礎的な科目から入って、より高度な内容

を学ぶことができる科目を配置している。

#### 法学部

教育課程の編成・実施方針を踏まえ、1年次には「憲法Ⅰ（人権）」「刑法Ⅰ（総論）」「民法Ⅰ（総則）」の基本三法を必修科目に、「法律学入門」「政治学入門」を準必修科目として、法制度の基礎や法律学の学修を始めるにあたって必要な事項を教授している。2年次以降は学生の希望する進路に応じたリーガルマインドを涵養できるよう「司法コース」「法律総合コース」「公共政策コース」を選択させるといふ、順次的・体系的に履修できるように配慮されたカリキュラムとなっている。さらに3コースのいずれに属していても、法解釈のスキル向上を目的とした「判例読解」「論文作法」、また演習科目が履修できるよう配置されており、法解釈を教授できる環境が整備されている。

#### 薬学部

教育課程の編成・実施方針に基づいて作成されたカリキュラムにおいて、6年次に6年間の知識を統合する総合薬学演習を開講するなど、学年の進行に合わせて科目が配置され体系的に学べる編成となっている。特に、専門教育については、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に準じて授業科目が開設され、この中には、薬学共用試験、卒業実習、病院・薬局実習が含まれている。

薬学部教授会は2011（平成23）年度に完成年度を迎えたことから、これまでの教育内容と成果を適切に検証し、その結果を基に大幅なカリキュラム改訂を行ったが、今後も継続して検証することが期待される。

#### 経済学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、現代社会の課題に対応できるようバランスのよい授業科目が開設されている。また、少人数クラスにて、学生の順次的・体系的な履修ができるよう配慮がなされており、適切な教育課程が編成されている。国際経済論領域とコーポレートガバナンス領域に関する履修モデルを提示し、各領域で特講科目を受講するよう指導しており、コースワークとリサーチワークの適切な組み合わせを実現させている。

#### 経営学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、実学を重視した高度な専門能力、研究能力を育成するカリキュラムになっている。修士課程では特講（コースワーク）、演習（リサーチワーク）を、博士後期課程では、特殊演習の中でコースワークとリサーチワークを組み合わせている。ただし、カリキュラムとしてのコースワークを設けていないため、今後改善が期待される。

研究科における教育課程のすべてのクラスが少人数制で、また学生の順次的・体系的な履修への配慮がなされている。

#### 社会学研究科

修士課程においては、教育課程の編成・実施方針に基づいて、4つの専門的な科目領域を柱とした分野が設定され、科目が配置されている。そして、専門分野にかかわる特殊講義（コースワーク）と修士論文指導（リサーチワーク）による課題演習が組み合わせられ、履修モデルに沿って教育が行われている。

他方、博士後期課程の授業科目は「特殊演習」のみであり、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ教育を行っているとはいえない。さらに、教育課程の編成・実施方針で設置を掲げて

いるにもかかわらず、2012（平成24）年度に設置されている「特殊演習」は9科目のうち4科目が休講である。自ら掲げる教育課程の編成・実施方針や課程制大学院制度の趣旨に鑑み、改善が望まれる。

#### 言語コミュニケーション研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、基礎的な専門知識と高度な実践的言語運用能力に分けて科目を配当している。専門科目については、履修モデルに従って履修を行い、そして特講（コースワーク）の選択科目から修士論文または課題演習Ⅰ～Ⅳ（リサーチワーク）へと、体系的に編成されている。

### (3) 教育方法

#### 大学全体

大学全体で共通に設置されている科目（共通教育科目、言語文化科目、健康文化科目等）については、教育課程の編成・実施方針に基づき、おおむね適切な教育方法がとられている。履修指導については、毎年学期はじめに各学部教務委員が中心となり、新入生および各学年次生に対し履修ガイダンスを実施している。また、全学部・研究科で指導教授制あるいはそれに準じた制度を採用し、各学生に指導を行っている。

単位認定を全学共通の「単位認定規程」に定めており、単位認定のための試験が「受験者心得」に基づいて厳格に実施されている。しかし、一部の学部において、1年間の履修登録単位数の上限の設定が高いため、改善が望まれる。

シラバスは統一された書式で作成され、ホームページ等で公開されている。内容は、各学部科目については各学部教務委員、大学全体で共通した科目については「教務委員会」で点検している。ただし、シラバス通りに授業が行われているかについては、授業評価アンケートに質問項目があるものの、組織的に検証する仕組みは設けられていない。

教育内容・方法等の改善を図るために、学生による授業評価アンケートが実施され、その結果は、各教員個人および学内ポータルにおいて公開されているが、結果の活用方法は、教員に委ねられており、全学的に統一した活用がなされていないため、改善が望まれる。

さらに、言語文化科目については、「言語文化部会」において、教育課程や教育内容・方法について定期的に検証を行っており、健康文化科目については、「健康文化部会」で定期的に教育方法について教員間の情報交換を行っているものの、全体として教育内容・方法等の改善を図るための検証プロセスが十分に機能しているとはいいがたいため、改善が望まれる。

#### 経済学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業は講義と演習を中心としている。演習においては、「基礎演習」から「卒業論文」まで、各年次で必修科目となっており、特に「演習第Ⅱ」においては、「学部ゼミナール大会」を開催し、問題発見、解決能力、プレゼンテーション能力の涵養に努めている。

1年間に履修登録できる単位数の上限については、4年次において52単位と高いので単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。

#### 経営学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、講義と演習を中心とした授業が行われている。2年次以降は6つの専門コースが用意され、すべてのコースで演習科目は必修で、担当教員が演習のアドバイザーとして細やかな指導ができるような方法がとられている。特講担当教員と演習担当教員が連携して、授業の中で論文作成のための研究手法、リサーチ手法を指導している。

### 人文学部

教育方法について、英語英米文学科においては、2012（平成24）年度より、新入生を対象に従来のプレースメントテストに加え、英語のネイティブ・スピーカーによる面接形式の会話テストを実施し、能力別クラス編成による指導を行うなど、教育課程の編成・実施方針に基づき、少人数学科の特性を活かした教育方法がとられている。また、社会学科においては、社会学の理論的・実践的知識を修得して、具体的な社会問題を主体的に分析する能力を高めるために、講義と演習を効果的に組み合わせた指導を行うとともに、学生の問題意識や志望に応じて履修指導や学習指導を行っている。演習は2年次後期から卒業まで一貫して同一教員が指導し、「社会調査方法論」を必修としている。

社会学科においては、授業評価アンケートを利用し、学期ごとに担当教員間のレビューとFD活動を行い、教育内容・方法の改善を促す努力を継続的に行っている。

### 法学部

講義と演習を配置している。少人数の演習科目を1年次から開設し、その中で学習効果を高め、プレゼンテーション能力等も獲得できるよう調査・報告・討論などを行っている。2年次以降に選択する3コースについては、それぞれ公務員（法律職）、民間企業、公務員（行政職）を志望する学生に対応し、学生自らが学ぶ内容を設計することができるようになっている。

しかし、履修登録単位数の上限については、1年次から4年次までが50単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。授業内容・方法等の改善を図ることを目的として、「法学部FD研究会」を定期的実施し、授業改善やさまざまな学生への対応方法などが研究されている。

### 薬学部

学年進行に伴う授業の適切な形態が検討・実施されている。講義科目においては、演習的な内容を含めたスモールグループディスカッション（SGD）を採用している。さらに、アドバイザー制度により、学生ごとにカウンセリングを実施して、学習指導に活用している。

進級率の向上を目指すには基礎学力の向上が重要であるとの認識から、授業評価アンケート結果を参考にし、授業科目の内容や方法を検証し、改善に向けた取り組みを行っている。

学生の成績を基にして教授総会および「教務委員会」で議論して、教育内容の改善に結びつけている。

### 全研究科

研究科全体として、それぞれの履修モデルや大学院学生の状況に応じた個別指導を行っている。経済学研究科では、論文の中間報告会での報告、学内の論文集への投稿など論文水準の向上と論文評価の客観化を図る方法がとられている。経営学研究科は、社会人大学院学生に対して、夜間や休日に指導できるよう配慮している。言語コミュニケーション研究科では、論文を作成するにあたり、「アクションリサーチ研究会」「英語圏文化文学研究会」で報告する機会を設けている。社会学研究科では、「社会学特論」「特殊講義」「課題演習」を設置し、論文作成のための準備から完成に至るまでを、講義、文献購読、学会報告、学術雑誌へ投稿させるなどの教育方法をとっている。しかし、各研究科とも指導対象学生が少数のため、特に制度として一律に研究指導計画を策定することなく、研究室での面会などを通じて日常的に頻りにコミュニケーションをとるなどの方法で、学位論文の指導を行っているが、研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導が行われていないため、是正されたい。

シラバスについては、各研究科委員会、研究科運営委員が毎年チェックを行っており、授業計画、成績評価基準などの項目は明示されているものの、これに基づいた授業が展開されるための検証の仕

組みは整っていないので、改善が望まれる。

教育内容・方法等の改善を図るため、授業アンケートを実施しており、研究科長が査定を行い、その結果を大学院運営委員、研究科委員会などに報告し検証している。社会学研究科においては、大学院学生の間報告会や修論博論発表会の成果を踏まえ、また、提出された修士論文や博士論文の質的検討を踏まえ、研究科委員会で方針を検討しているなど、改善につなげている。

#### (4) 成 果

##### 全学部

学位授与について、要件は「松山大学学則」、最終試験に関する手続き、学位授与の決定手続き等は「松山大学学位規則」に明確に定められ、各学部教授会の承認を経て、おおむね適切に学位が授与されている。またこれらは、『学生便覧』等で学生に明示されている。

経営学部においては経営学実力テスト、人文学英語英米文学科においてはTOEIC®の得点や海外留学をする学生数、社会学科においては社会調査士、社会福祉士の合格者数、薬学部においては単位認定試験としての「総合薬学演習」や薬剤師国家試験の合格率等を評価指標としているが、いずれにおいても学習成果を測定する評価指標としては十分とはいいがたいため、さらなる評価指標を開発するとともに、より適切に学生の学習成果を測定するための体制づくりが期待される。

##### 全研究科

学位授与については、修士課程、博士後期課程とも、「松山大学学位規則」に則り、おおむね適正に学位が授与されている。しかし、言語コミュニケーション研究科においては、2009（平成21）年度入学者より、ポートフォリオによる学位審査を可能としているものの、「松山大学大学院学則」においてポートフォリオによる学位審査について規定していないので、明文化するよう改善が望まれる。

大学院各研究科修士課程、博士後期課程（言語コミュニケーション研究科は博士後期課程無し）において、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準については明示されていないので、『大学院便覧』などに明記するよう、改善が望まれる。また課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標が明確に設定されていないため、改善が望まれる。

#### 5 学生の受け入れ

理念・目的を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を、学部・研究科ごとに定め、公的な刊行物、ホームページ等によって、受験生を含む社会一般に公表している。

各学部において、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験、推薦入学試験、特別選抜入学試験、AO入学試験等の多様な入試が行われ、学生募集、入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保障し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっている。

定員管理については、経済学研究科修士課程、同博士後期課程、経営学研究科修士課程、同博士後期課程、社会学研究科修士課程において、収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ低いので、改善が望まれる。また、薬学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率が低いので、早急に是正されたい。

薬学部については、2006（平成18）年度の開設以来、入学定員割れが続いていたため、理事会の管轄下に置き、検討を行った結果、2012（平成24）年度より入学定員を削減するとともに2015（平成27）年度の再検証まで、理事会管轄下の「薬学部再建プロジェクト」の中で入試方針を定めることとなった。

新入学試験制度を2009（平成21）年度より導入し、2010（平成22）年から設置された「松山大学入学試験制度検証・評価委員会」で学生の受け入れに関する適切性の検証を行っている。その結果を踏まえ、各学部・研究科の「入試委員会」を中心に検討を行い、学部教授会および研究科委員会において審議・決定がなされている。

## 6 学生支援

毎年作成される事業計画書および必要に応じて委員会単位で取り決める、短期的な支援方針に基づき学生支援が行われている。ただし、理念・目的および「入学者の傾向等の特性」を踏まえた大学全体としての学生支援に関する明文化された方針はないので、学生支援の方針を定め、教職員で共有することが望まれる。

修学支援については、全学生に担当教員を割り当て、指導教授体制をとることで、丁寧かつ迅速な対応ができる体制を整えている。「心のバリアフリー」「共生社会論」等の授業を開設し、当該科目の受講学生が聴覚障がい学生に対する、ノートテイクおよびパソコンテイクとして支援に参加していることは、評価できる。また、当該科目担当教員に対し、障がいの度合いに応じた支援や配慮の要請を行うなど、きめ細かな支援体制が整備されている。

経済的な支援を必要とする在学生や入学者、また学業やスポーツ分野における成績優秀者のために、特別奨学金、父母の会奨学金、スポーツスカラシップ奨学金、成績優秀者スカラシップ奨学金、資格能力取得奨励金等が設けられている。これらの奨学金や資格能力取得奨励金については、近年の経済状況に対応すべく、規程の制定や改訂を行った結果、採用件数や支給額の大幅な増加がみられた。さまざまな学生の経済状況に対応し、また学業などの成果に対し適切に評価する制度を設け、運用していることは、高く評価できる。

生活支援については、学生部が中心となり、学生課、保健室、カウンセリングルームが連携して、課外活動、健康管理など、組織的な指導・支援がなされている。また、「学校法人松山大学ハラスメント防止等に関する規程」を設け、『学生便覧』等で学生に周知している。専門の相談員のほか、学生部学生課、総務部人事課を相談窓口として、ハラスメント防止に努めている。

進路支援については、キャリアセンターにより行われており、「就職支援プログラム」「キャリア形成支援プログラム」の2つのプログラムをもとに適切な支援・指導がなされている。

学生支援（修学支援、生活支援および進路支援）の適切性については、修学支援は「教務委員会」、生活支援は「学生委員会」、進路支援は「キャリアセンター運営委員会」が改善すべき項目について認識し、定期的にそれぞれの委員会が開催され、必要な各種報告および審議、検証が行われているとともに、将来に向けた発展方策について言及され、改善につなげている。

## 7 教育研究等環境

毎年作成される事業計画書に基づき、主に教育環境については教務部、研究環境については総合研究所が業務を行っている。今後は、教育・研究の環境整備にかかわる方針について明文化することが望まれる。

校地・校舎面積ともに法令上の基準を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備も整備され、バリアフリー化にも取り組んでいる。図書館は92万冊を超える蔵書を有し、国立情報学研究所のGeNiiや他の図書館とのネットワークも構築され、利用者の要望に応じている。

教員研究費については、「松山大学教員研究費規程」に基づき支給され、専任教員のための研究室については、十分な広さも確保されている。専任教員に対する人的支援として、ティーチング・アシスタント（TA）を採用して教育的補助業務に従事させ、研究専念時間も確保されており、国内外の

研究機関での長期研究制度が整備されている。施設・設備、機器・備品は整えられており、管理体制や衛生・安全を確保する十分な体制が備えられているといえる。

研究倫理に関しては各種規程を定め、公的研究費の運営および管理を適正に行うために、最高管理責任者、統括管理責任者および部局責任者を置いている。しかしながら、公正な研究を実施するための教育・啓発活動を行い、研究活動上の不正行為の防止を図る「公正研究委員会」はほとんど開催されておらず、研究倫理基準や行動規範が策定されていないため、今後改善に向けて取り組むことが望まれる。

教育研究等環境の適切性の検証も行われていないので、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしたうえで、定期的に検証することが望まれる。

## 8 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献についての明確な方針は設定されていないが、「松山大学ソーシャル・パートナーシップ・オフィス（MSPO）」で各種案件を検討する体制を構築している。

「社会連携室」が生涯学習事業（コミュニティ・カレッジ）および産学連携の二つに関連する業務を、「国際センター」が国際交流の推進に関する事項を担当している。これら二つの組織が「松山大学公開講座」、松山市や松山商工会議所との連携事業、「のうみん社プロジェクト」「Matsuyama Go Goプロジェクト」、外国人留学生の受け入れなどを行い、企業や地域と連携し、社会に貢献している。ただし、スタッフの体制や事後の検証が不十分であり、また全体の連携を欠き、取り組みが担当者任せになっている点は検討と対処が望まれる。

MSPOの組織を強化するために、その規程を改訂するとともに「MSPO 運営会議」の構成員にコミュニティ・カレッジ長を追加するなどして、事業の目的である「知的・人的資源の活用による社会貢献」を効果的に取り組む体制がとられ、組織体制は整っている。しかし、実際の検証プロセスが機能していないので、今後は社会連携・社会貢献に関する明確な方針を設定し、その方針に照らして、社会連携・社会貢献の取り組みの適切性を検証することにより、さらに促進していくことが望まれる。

## 9 管理運営・財務

### (1) 管理運営

学長をはじめとし、副学長、学部長、研究科長等の所要の職が置かれているが、これらの者の権限と責任に関して、明文化された規程がないことと、中長期的な管理運営方針が大学の構成員に対して明確に示されていないことについて、改善が望まれる。

事務組織については、「事務機能の最適化やコンプライアンス面を高めること」を目的として、理事会直結の「内部監査室」を設置し、同室長を中心に内部監査を実施し、改善が必要とされる項目に対しては、部署単位で3ヶ月ごとに「改善報告書」の提出を求め改善を図っている。

事務職員の資質向上に関して、学内においては、毎年夏季の期間を利用して、全体、階層別あるいは部署別に研修会を実施するほか、「人権問題について理解を深める講演会」や、貴大学創立者を再認識するための「新田家関係施設視察研修」等を実施している。また、学外においては、日本私立大学連盟等が主催する各種プログラムへの積極的な参加を呼びかけることで、長期、短期のスタッフ・ディベロップメント（SD）研修への参加を促しているが、人材育成や能力向上のための長期的な方針が示されていないことと、「事務職員資格・能力取得奨励支援金給付規程」および「事務職員研修費支給要綱」に基づく申請者が少ないことについて、その要因分析を含め、改善が望まれる。

予算については、新規ならびに補正ともに経営企画課がとりまとめ、「常務理事会」での審議を経て評議員会および理事会での承認を得て作成されており、その決定プロセスについては適切で、財務

関連の責任体制も機能している。また、予算執行および資金管理についても、「松山大学経理規程」をはじめとする各種規程に基づき稟議決済等が行われており、適切な管理・運用がなされている。

しかしながら、予算執行に伴う効果を分析・検討する仕組みとして、予算・決算については全学教授会で公表し、その検証は評議員会で行われているが、監査の方法・プロセス等の適切性についても、明確な責任体制の下、恒常的かつ適切に検証を行って改善につなげていくことが望まれる。

## (2) 財 務

最近の数年間の帰属収支の状況は、大学部門および法人全体においても帰属収入超過となっており、収支は安定している。その結果、流動資産は年々増加し、「要積立額に対する金融資産の充足率」も上昇している。また、財政計画における単年度の指標は、人件費比率53%以下、教育研究経費比率37~39%以内、管理経費比率7%以下を掲げており、2011（平成23）年度決算において、ほぼ目標達成の状況となっている。

しかし、中長期の財政計画を有していないため、第2号基本金や施設関係の引当資産は計上されていない。収支のバランスが図られ、その結果資金に余裕が生まれてきているが、その資金を教育活動にどう反映させていくかの施策が示されていない。単年度の指標をもとにした収支バランスの達成も財政的には重要であるが、将来に向けた教育研究環境の整備についても検討し、それに基づく財政計画を立案し、それを達成するための毎年の点検・評価を行うスキームを構築することを期待する。

## 10 内部質保証

貴大学は、受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、学校教育法に定められている情報公開の義務のある項目および自己点検・評価の結果を公表している。

「松山大学学則」および「松山大学大学院学則」に、貴大学の「目的を達成するため、教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする」と定め、これらを受けて「松山大学自己点検・評価規程」が定められている。その第2条に「自己点検・評価は、教職員自らが、教育活動、大学運営等の現状を客観的に把握し、長所を確認しつつ、改善すべき点、今後の改革の方向等を明らかにすることによって、本学における教育・研究水準の向上、教学理念・目標および社会的使命の達成を図ろうとするものである」とうたい、質保証を積極的に行う大学の姿勢を明らかにしている。また、同規程に基づいて、副学長を委員長とする「松山大学自己点検・評価委員会」が設置されているが、本協会による大学評価を受ける時期を中心に活動しており、定期的な自己点検・評価が行われているとはいえない。さらに、作成した『点検・評価報告書』で課題とした事項が改善に結びついておらず、内部質保証システムが適切に機能しているとはいいがたいので、改善が望まれる。

大学全体で継続的に自己点検・評価を行っていくための組織強化策として、「自己点検支援室」を2013（平成25）年から発足させ、外部評価についても検討が始められているので、今後は、内部質保証システムが構築され、機能していくことが望まれる。

## III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2017（平成29）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

一 長所として特記すべき事項

1 教員・教員組織

- 1) 薬学部において、大学間連携共同教育推進事業「四国の全薬学部の連携・共同による薬学教育改革」等に参加して、薬学教育に関する最新の話題収集に努め、それらをすべて薬学部教授総会で報告・共有し、意識の向上を図るなど積極的に行っていることは、教員のモチベーションを高めるよい取り組みであると評価できる。
- 2) 教員研究費の成果連動部分について、付加される件数、人数など予算に上限を設けず、教員に研究上のインセンティブを与えている。この制度が導入されて以来、研究費が付加された人数は着実に増加しており、教員のモチベーションをあげているといえる。教育・研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化が図られており、評価できる。

2 学生支援

- 1) 経済困窮度の高い学生を対象とした独自の奨学金や、優秀な人材の育成に資することを狙いとした学業やスポーツ分野における成績優秀者奨学金および資格能力取得奨励金等が準備され、2009（平成21）年度から2012（平成24）年度にかけて採用件数や支給額の大幅な増加がみられた。さまざまな学生の経済状況に対応し、また学業などの成果に対し適切に評価する制度を設け、運用していることは、評価できる。

二 努力課題

1 教員・教員組織

- 1) 薬学部を除く学部・研究科において、教育・研究活動を始め、その他の諸活動に関する教員の資質向上を図るための研修や取り組みがほとんど行われていないため、改善が望まれる。

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育課程・教育内容

- 1) 社会学研究科博士後期課程の授業科目は「特殊演習」のみであり、コースワークとリサーチワークを組み合わせたカリキュラムとはいえない。また、非開講が多いので、自ら掲げる教育課程の編成・実施方針や課程制大学院制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。

(2) 教育方法

- 1) 1年間に履修登録できる単位数の上限が経済学部4年次では52単位、法学部では50単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。

(3) 成 果

- 1) 大学院全研究科（修士課程および博士後期課程）において、学位論文審査基準が学生に明示されていないので、課程ごとに『大学院便覧』などに明記するよう、改善が望まれる。
- 2) 言語コミュニケーション研究科において、2009（平成21）年度入学者よりポートフォリオによる学位審査も可能になっているが、「松山大学大学院学則」にはポートフォリオによる学位審査に関する規定がないので、改善が望まれる。

3 学生の受け入れ

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率が、経済学研究科修士課程では0.40、同博士後期課程では0.08、

## 松山大学

経営学研究科修士課程では0.30、同博士後期課程では0.00、社会学研究科修士課程では0.19とそれぞれ低いので、改善が望まれる。

### 4 内部質保証

- 1) 「松山大学自己点検・評価委員会」は、恒常的かつ組織的に運営していないうえ、自己点検・評価した結果の『点検・評価報告書』で課題とした事項は改善に結びついていない。今後は、自己点検・評価活動を実質的な取り組みに発展させ、得られた課題を大学の改善・改革につなげる内部質保証システムを構築するよう、改善が望まれる。

## 三 改善勧告

### 1 教員・教員組織

- 1) 法学部において、大学設置基準上原則として必要な教授数が1名不足しているため、是正されたい。

### 2 教育内容・方法・成果

#### (1) 教育方法

- 1) 全研究科（修士課程、博士後期課程とも）において、研究指導計画が策定されていないため、研究指導、学位論文作成指導が研究指導計画に基づいて確実に行われるように、是正されたい。

### 3 学生の受け入れ

- 1) 薬学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率がいずれも0.61と低いので、是正されたい。

以 上